

岐阜県公報

号外(二) 平成十九年四月二日

目次

選挙管理委員会告示

個人演説会等を開催することができる施設の指定

(選挙管理委員会)

ページ
一

選挙管理委員会告示

岐阜県選挙管理委員会告示第四十四号の二

公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第六十一条第一項第三号の規定による個人演説会、政党演説会及び政党等演説会を開催することができる施設の指定について、次のとおり報告があったので、同条第四項の規定によりその旨を告示する。

平成十九年四月二日

岐阜県選挙管理委員会

委員長 遠藤 久子

指定した施設

市町村名	施設の名 称	所 在 地	収容人員
恵那市	恵那市武並コミュニケーションター	恵那市武並町竹折1059番地 36	250人

平成十九年四月二日印刷
平成十九年四月二日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

印刷者
印刷所
定価一か年
四八、〇〇〇円(送料共(消費税二、二八六円を含む))
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜県尾文芸社